

外国にある第三者への個人データ提供に関する情報

BIG ADVANCE GLOBAL(以下「本サービス」といいます。)では、クロスボーダーでのマッチングや商談を行うため外国の金融機関及び会員企業に対して、お客様の個人情報を提供致します。

個人情報保護法第28条第2項では、外国の第三者への個人情報の提供にあたり、当該外国に関する情報の提供を行うことが義務付けられています。

本サービスにおいて提供が予定されている外国の候補及び当該候補国に関する情報は以下のとおりです。

(なお、以下の情報は、個人情報保護委員会ウェブサイトより一部抜粋をしております。)

- タイ王国

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 <ul style="list-style-type: none">● 個人情報保護法(Personal Data Protection Act)<ul style="list-style-type: none">○ URL:to be decided○ 施行状況:2019年5月28日一部施行、2022年6月1日全面施行○ 対象機関:公的部門及び民間部門○ 対象情報:自然人に関する情報で直接又は間接を問わず当該自然人を特定することを可能とする情報
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<ul style="list-style-type: none">● EUの十分性認定:なし● APECのCBPRシステム:なし
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">● 収集制限の原則:上記法令に規定されている。● データ内容の原則:上記法令に規定されている。● 目的明確化の原則:上記法令に規定されている。● 利用制限の原則:上記法令に規定されている。● 安全保護の原則:上記法令に規定されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 公開の原則：上記法令に規定されている。 ● 個人参加の原則：上記法令に規定されている。 ● 責任の原則：該当する規定は不見当である。
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特別事件捜査法 (Special Case Investigation Act) <p>特別事件捜査官は、国家安全保障、公序良俗等に深刻な影響を与える一定の犯罪の捜査のため、私人に対して情報提供等を命令することができる。</p> <p>同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ アクセスの実施に関する制限 ◇ アクセスの実施に関する透明性の確保 ◇ アクセスの実施について法令遵守を確保するための監督、調査及び審査の仕組み ➤ コンピュータ犯罪法 (Computer Crimes Act) <p>デジタル経済社会省が任命する捜査官は、コンピュータ関連犯罪の捜査のため、サービスプロバイダに対してユーザーデータの提出等を命令することができる。</p> <p>同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ アクセスの実施に関する制限 ◇ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理 ◇ アクセスの実施に関する透明性の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ アクセスの実施について法令遵守を確保するための監督、調査及び審査の仕組み ➤ サイバーセキュリティ法 (Cybersecurity Act) サイバーセキュリティ規制委員会は、サイバー脅威(コンピュータ等を用いて行われデータに損害を与える行為等)によるリスクに関する予防又は対応等のため、コンピュータに保存されたデータに強制的にアクセスすること等ができる。同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ アクセスの実施に関する制限 ◇ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理 ◇ アクセスの実施に関する透明性の確保 ◇ アクセスの実施について法令遵守を確保するための監督、調査及び審査の仕組み
当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	タイ個人情報保護法に基づく必要かつ適切な個人情報管理を行うことを契約等で定めております。
個人データの提供先の第三者	タイ中小企業振興庁(OSMEP)、本サービスを利用する金融機関及び会員企業
提供者の第三者における利用目的	本サービスにおける以下の目的の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングの可否判断 ・商談等のコミュニケーション ・会員企業の統計・分析
第三者に提供される個人データの項目	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・メールアドレス その他会員企業が本サービスに登録した項目